

一般社団法人 全国文化財壁技術保存会

定款

一般社団法人 全国文化財壁技術保存会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人全国文化財壁技術保存会と称する。

第2条 (事務所)

当法人は、主たる事務所を愛知県江南市に置く。

2

当法人は、理事会の決議を得て必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

当法人は、伝統的壁技術の保存と継承のため団結し、伝統的左官技術継承者の育成、文化財修理のための道具及び材料の確保に努め、これをもって文化財建造物保存修理事業に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

当法人は、第3条の目的

- ① 文化財壁技術の保存継承とその向上のための研修会の開催
- ② 文化財壁工事の技能者の育成研修と技能資格の認定業務
- ③ 文化財壁工事のための資材確保
- ④ 会報の発行
- ⑤ 文化財壁工事技術に関する資料の収集、及び報告書の発行
- ⑥ 文化財壁工事技術に関する各種調査研究、及び報告書の発行
- ⑦ 会員の施工体制(雇用する技術者の人数、施工技術、施工実績等)の調査及び指導・助言
- ⑧ 会員の法令遵守体制の調査及び指導・助言
- ⑨ 会員ならびに会員が雇用する技術者に対する助指導・助言
- ⑩ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

第5条 (種別)

当法人は、下記の会員種別を設置し、当法人の目的に賛同して入会した法人または個人を会員とする。なお、当法人は下記のうち第1種正会員、第2種正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

① 第1種正会員

当法人の目的に賛同して入会した、国、県、市町村指定の文化財建造物・史跡内建造物の修理・復元工事に10年以上かつ10件以上携わっている者。

② 第2種正会員

当法人の目的に賛同して入会した、国、県、市町村指定の文化財建造物・史跡内建造物の修理・復元工事に5年以上かつ5件以上携わっている者。

③ 第1種準会員

当法人の目的に賛同して入会した、当法人が一定の左官技能を有すると認められた者。

④ 第2種準会員

当法人の目的に賛同して入会した、第1種正会員もしくは第2種正会員に直接雇用される者もしくは、日本の伝統的左官技術の修得に意欲を示す者。

⑤ 賛助会員

左官材料および左官道具の納入に係る法人または個人。

⑥ 協賛会員

会の事業およびイベント等の趣旨に賛成し、協力して頂ける法人または個人。

第6条 (入会)

当法人の第1種正会員、第2種正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会にて書類審査及び面談を受け、承認を得て入会することができる。

2

当法人の第1種準会員、第2種準会員、賛助会員、協賛会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会にて書類審査を受け、承認を得てから入会することができる。

3

会員種別を変更する場合は申込書(会員種別変更届)を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

4

本条にかかる手続の詳細は細則に定める。

第7条 (入会金)

入会後はすみやかに入会費を納入しなければならない。

2

入会金は細則に定める。

3

既納の入会金はいかなる場合でも返還はできない。

第8条 (会費)

会員は、毎年定められた会費を納入するほか、必要に応じて当法人の目的を達成するための経費を負担しなければならない。

2

会費は細則に定める。

3

既納の会費はいかなる場合でも返還はできない。

第9条 (退会)

会員は、理由を付した退会届けを会長へ提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第10条 (除名)

会員が、次の事由に該当する場合、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員

の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。
この場合は当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款および細則に違反したとき
- ② 当法人の名誉を棄損、または目的に反したとき
- ③ 当法人に提出した書類等に虚偽があったとき
- ④ 定められた会費を未納のまま1年以上が経過したとき
- ⑤ 1年を通して当法人が主催するイベント及び研修会、総会に参加せず、アンケートなどの調査協力をしなかったとき
- ⑥ その他、除名すべき正当な理由があるとき

第11条（資格の喪失）

会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき
- ② 総社員の同意
- ③ 除名されたとき
- ④ 死亡し、または解散したとき

第4章 社員総会

第12条（構成）

社員総会は、全ての第1種正会員、第2種正会員をもって構成される。

第13条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任及び解任
- ③ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- ④ 定款の変更
- ⑤ 解散及び残余財産帰属の決定
- ⑥ その他運営に関する重要事項など社員総会で議決するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第14条（招集）

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2

定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

3

社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

第15条（招集手続の省略）

社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第16条（議長）

社員総会の議長は、総会の都度出席した会員の中から会長が選出する。会長に事故もしくは支障があるときは、副会長が選出する。

第17条（決議）

議決権は第1種正会員および第2種正会員に対して各1個とする。

2

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第19条（議事録）

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印する。

第5章 役員

第20条（役員の設定）

当法人は当法人の機関として、次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上
- ② 監事 1名以上

2

理事のうち、1名を代表理事とする。

第21条 (役員を選任)

理事及び監事は、社員総会によって選任する。

2

代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3

理事会の決議によって、理事の中から副会長1名を選定する。

4

理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特殊関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- ① 当該理事の配偶者
- ② 当該理事の三親等以内の親族
- ③ 当該理事と婚姻の届けを出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者。
- ④ 当該理事の使用人。
- ⑤ 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者。
- ⑥ 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

5

監事は当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第22条 (職務)

会長は、当法人を代表してその業務を執行する。

2

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3

理事は、当法人の業務を執行する。

4

監事は、次の職務を遂行する。

- ① 監事は理事の職務を監査し、法令で定めるところの監査報告をする。
- ② 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産状況を調査することができる。
- ③ 財産の状況または業務にて、不正の事実を発見した場合は、これを理事会及び社員総会に報告する。

第23条 （任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。

2

監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。

3

増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4

任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

5

理事及び監事はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第24条 （役員解任）

理事及び監事は社員総会の決議にて解任することができる。この場合、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、監事を解任する決議は社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することによって行わなければならない。

第25条（報酬）

役員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第26条（顧問及び名誉会長）

当法人は、若干の顧問と名誉会長を置くことができる。

2

顧問及び名誉会長は理事会にて選出し、社員総会にて承認を受けるものとする。

3

顧問は当法人の活動及び事業に関して助言・指導を行う。

第6章 理事会

第27条（構成）

当法人に理事会を設置する。

2

理事会は全ての理事をもって構成する。

第28条（権限）

理事会は、この定款及び法令に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 当法人の業務執行の決定。
- ② 役員職務の執行の監督。
- ③ 会長（代表理事）及び副会長の選定、または解職。

第29条（招集）

理事会は会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2

会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

第30条（招集手続の省略）

理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第31条（議長）

理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

第32条（理事会の決議）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第33条（理事会の決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第34条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第7章 会計

第35条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第36条（会費）

納入は年度初めに1年分を前納とする。

第37条（臨時会費）

必要あるときは理事会の決議のもとに臨時会費を徴収することができる。

第38条（資産の構成）

当法人の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産

- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

第39条（経費の支弁）

当法人の経費は、当法人の資産を持って支弁する。

第40条（事業計画及び収支予算案）

当法人の事業計画書及び収支予算案については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2

前項に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、会長は理事会の決議に基づき、予算の成立の日までに前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

3

前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第41条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、同書類のうち第1号及び第2号について社員総会にその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 前号の事業報告に関する附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤ 第3号の貸借対照表及び第4号の損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2

前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第42条（残余財産の不分配）

当法人は剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更、解散

第43条（定款の変更）

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

第44条（細則）

この定款施行に関する細則は、理事会の決議により定め、社員総会の決議により承認する。

第45条（解散）

当法人は社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

第46条（残余財産の帰属）

当法人が清算する場合において有する残余の財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

第47条（公告の方法）

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

第48条（事務局の設置）

当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2

事務局の組織及び運営に関しては、理事会の決議により定める。

第11章 附則

第49条 (最初の事業年度)

当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立から令和7年3月31日までとする。

第50条 (設立時役員の名及び住所)

当法人の設立時理事、設立時代表理事及び監事の名及び住所は次のとおりである。

設立時代表理事 安達保信
設立時理事 安達保信
中嶋正雄
石田均
浅原雄三
山脇一夫
津田弘道
阿嶋一浩
設立時監事 小林錦四郎

個人情報のため非公開

第51条 (設立時社員の名及び住所)

当法人の設立時社員は次のとおりである。なお、次の設立時社員は、すべての者が第5条に定める第1種正会員である。

有限会社安達左官店
中島左官株式会社
石田均
株式会社しっくい浅原
株式会社山脇組
有限会社津田左官工業所
株式会社あじま左官工芸
小林錦四郎

個人情報のため非公開

第52条 (定款に定めない事項)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

細則

1. 会員種別（入会条件）について

① 第1種正会員

次の要件(1)～(2)を全て満たす法人または個人もしくは当法人の設立時社員である法人または個人。

- (1) 国、県、市町村指定の文化財建造物・史跡内建造物の修理・復原工事に10年以上かつ10件以上携わっていること。（経験年数は工期の合計年数とする。）
- (2) 当法人が認定する「上級技能認定者」以上の認定を受けた者もしくは当法人が認定する「上級技能認定者」以上の認定を受けた者が在籍していること。（事業主または直接雇用に限る。）

※当法人は左官工事業の建設業許可を受けることを推奨する。

② 第2種正会員

次の要件(1)～(2)を全て満たす法人または個人。

- (1) 国、県、市町村指定の文化財建造物・史跡内建造物の修理・復元工事に5年以上かつ5件以上携わっていること。（経験年数は工期の合計年数とする。）
- (2) 当法人が認定する「初級研修修了生」または「中級技能認定者」以上の認定者が1名以上在籍していること。（事業主または直接雇用に限る）

※当法人は左官工事業の建設業許可を受けることを推奨する。

③ 第1種準会員

次の要件を満たす個人。

当法人主催の伝承者養成技術研修会「中級試験」を修了した中級技能認定者以上の認定者。なお、第1種、第2種正会員事業所と直接雇用関係にある者が個人として会員になることも可能とする。

④ 第2種準会員

次の要件のいずれかに該当する個人。

- (1) 当法人の第1種、第2種正会員事業所と直接雇用関係にある者。
- (2) 日本の伝統的左官技術の修得に意欲を示す者。

⑤ 賛助会員

左官材料および左官道具の納入に係る法人または個人。

⑥ 協賛会員

会の事業およびイベント等の趣旨に賛成し、協力して頂ける法人または個人。

2. 入会金について

入会金は金 50,000 円とする。

ただし、協賛会員は入会金を免除とする。

令和 6 年 4 月 1 日時点で全国文化財壁技術保存会の会員である事業所または個人は入会金を免除とする。

3. 年会費について

各種年会費は下記のとおり定める。

- | | | | |
|----------|----|--------|---|
| ① 第一種正会員 | 金 | 50,000 | 円 |
| ② 第二種正会員 | 金 | 50,000 | 円 |
| ③ 第一種準会員 | 金 | 30,000 | 円 |
| ④ 第二種準会員 | 金 | 30,000 | 円 |
| ⑤ 賛助会員 | 金 | 30,000 | 円 |
| ⑥ 協賛会員 | 一口 | 1,000 | 円 |

4. 伝承者養成技術研修会について

当法人が開催する伝承者養成技術研修会の参加資格及び受講料は下記のとおり定める。

【伝承者養成技術研修会 初級研修】

・基礎講座 前期 5 日間 後期 5 日間

(参加資格) 45 歳未満で 3 年以上の左官経験を持つ、当法人の正会員事業所所属の左官職人または準会員。1 年を通して全 10 日間の日程に参加できる者。
45 歳以上の場合、理事会の承認を得れば参加することができる。

(受講料) 前期後期合わせて 10,000 円

(経費) 交通費・宿泊費(朝食付き)・昼食代 当法人が負担

(手当) なし

- ・応用講座 前期 5 日間 後期 5 日間
- (参加資格) 当法人の正会員事業所従業員または準会員であり、基礎講座を修了した者。
- (受講料) 前期後期合わせて 10,000 円
- (経費) 交通費・宿泊費(朝食付き)・昼食代 当法人が負担
- (手当) なし

【伝承者養成技術研修会 中級試験】

- ・筆記 2 日間
- (参加資格) 初級研修を修了しており、当法人の正会員事業所従業員または準会員で 6 年以上の左官経験を持つ者。
当法人の正会員事業所従業員または準会員であり、初級技能者レベルの実力があると理事会で参加を認められた者。
- (受講料) 10,000 円※不合格等いかなる場合でも受講料は返還されない。
- (経費) 交通費・宿泊費(朝食付き)・昼食代 当法人が負担
- (手当) なし

- ・実技 3 日間
- (参加資格) 当法人の正会員事業所従業員または準会員であり、中級試験筆記に合格した者。
- (受講料) 10,000 円※不合格等いかなる場合でも受講料は返還されない。
- (経費) 交通費・宿泊費(朝食付き)・昼食代 当法人が負担
- (手当) なし

【伝承者養成技術研修会 上級試験】

- ・論文 期日中に論文の提出※期日厳守
- (参加資格) 当法人の正会員事業所従業員または準会員であり、実務経験が 10 年以上の中級技能認定者。
- (受講料) なし
- (手当) なし

また全ての研修会において費用は下記の通り定める。

- ・研修中の事故やトラブル等に関して当法人は責任を負いかねる。
- ・交通費等の経費請求は領収書などの証憑書類の提示が必要。

5. 左官（日本壁）技能認定資格について

下記に定める条件を満たしている者は認定料を納入後、各種技能認定者の登録申請を行うことができる。ただし当法人から退会または会員資格を失った場合は認定書を当法人へ返却し、当該認定者の氏名を名簿から取り下げ認定番号は欠番とする。認定料はいかなる場合でも返還されない。再び入会した場合は認定者名簿に再度記載することとする。各種技能認定者本人が死亡の場合も同様とする。認定級を昇級する場合も同様とする。認定書を紛失等の事由で再発行する場合は再発行手数料 5,000 円を納入することとする。

① 初級研修修了生（認定料なし）

- ・当法人の正会員事業所所属または準会員であり、当法人が開催する伝承者養成技術研修会初級研修を全て修了し、理事会にて承認された者。
- ・当法人の正会員事業所所属または準会員であり、全国文化財壁技術保存会が開催した伝承者養成技術研修会基礎講座および普通講座を全て修了し、理事会にて承認された者。

② 中級技能認定者（認定料 10,000 円）

- ・当法人の正会員事業所所属または準会員であり、当法人が開催する伝承者養成技術研修会中級試験（筆記・実技）に合格し、理事会にて承認された者。
- ・当法人の正会員事業所所属または準会員であり、全国文化財壁技術保存会が開催した伝承者養成技術研修会中級研修（筆記・実技）に合格し、理事会にて承認された者。

③ 上級技能認定者（認定料 30,000 円）

- ・当法人の正会員事業所所属または準会員であり、当法人が開催する伝承者養成技術研修会上級試験に合格し、理事会にて承認された者。

④ 名誉技能認定者（認定料なし）

- ・当法人の正会員事業所所属または準会員であり、伝統的左官技術に関して数々の実績も伴う満 65 歳以上の左官職人で理事会にて承認された者。

名誉技能認定者について

事前に対象者へ申込募集を行い、年に一度理事会にて審査会を開催する。

認定資格の更新制度について

名誉上級技能認定者を除く全ての技能認定者は認定後 3 年経過で更新をしなければならない。更新時期となり次第、事務局より連絡を行う。

6. 旧技能認定者について

全国文化財壁技術保存会にて技能認定を受けた者は、中級技能認定者の登録申請を認める。

上級技能認定者以上の登録は理事会の協議により決定する。また旧技能認定を受けている者で名誉上級技能認定者を除く認定を受ける者は初回に限り認定料を免除とする。

7. 会員証明書について

当法人の会員は入会金の納入後、希望者に会員証明書を無償で発行する。紛失等の事由で再発行する場合は再発行手数料 5,000 円を納入することとする。ただし、会員事業所名の変更など会員情報変更に伴う再発行の場合、再発行手数料は免除とする。退会する場合は会員証明書を返却することとする。ただし、再発行手数料は返還されない。

8. 役員について

役員は下記の通り定める。

代表理事	安達保信
副理事	中嶋正雄
理事	石田均
理事	山脇一夫
理事	浅原雄三
理事	津田弘道
理事	阿嶋一浩
監事	小林錦四郎

改訂履歴

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 施行